

熊本県部落差別の解消の 推進に関する条例

〈令和2年(2020年)6月29日施行〉

目的

第1条

この条例は、**現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)**の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、**部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。**

教育及び啓発

第5条

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。**

条例のポイントを確認しましょう

- ☒ 現在もなお部落差別が存在している。
- ☒ 情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている。
- ☒ 教職員は、部落差別の解消を推進するために、地域の実情に応じ、必要な教育及び啓発を行う。



熊本県人権啓発
キャラクター・コソコロ

部落差別(同和問題)の解決は県政の重要課題です!

部落差別について正しく理解するとともに、自らの課題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

令和2年6月29日熊本県条例第33号

熊本県部落差別事象の発生の防止及び調査の規制に関する条例(平成7年熊本県条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第3条

県は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、国及び市町村との連携を図りつつ、地域の実情に応じた施策を講ずる責務を有する。

(相談体制の充実)

第4条

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(教育及び啓発)

第5条

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条

県は、国が行う法第6条の部落差別の実態に係る調査に協力するものとする。

(県民及び事業者の責務)

第7条

県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。
2 県民及び事業者は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)の所在地を明らかにした図書、地図その他資料を提供する行為、特

定の場所又は地域が同和地区であるか否かを教示し、又は流布する行為、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて調査を依頼する行為その他同和地区に居住していること又は居住していたことを理由としてなされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

(指導及び助言)

第8条

知事は、県民及び事業者に対し結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。

(規制)

第9条

事業者は、特定の個人の結婚及び就職に際して当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が同和地区に所在するか否かについて、自ら調査し、又は調査を受託してはならない。

(申出)

第10条

前条の規定に違反する行為の対象とされた者又は当該行為の発生を知った者は、その旨を知事へ申し出ることができる。

(勧告等)

第11条

知事は、事業者が第9条の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反に係る行為を中止し、及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生の防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

3 知事は、事業者が第1項の規定による勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求めた場合においてこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対しその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

(解釈及び運用)

第12条

この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。

(規則への委任)

第13条

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。